

船員法等関係法令違反船舶所有者(令和6年度第2/四半期(令和6年7月～9月分))

公表年月日	船名	船種 又は 業種	船舶所有者名 (法人にあつては 代表者名) 法人番号	所在地	処分を行った日 又は公表ポイント となった日	行政処分を行っ た主な理由	行政処分内容等 (条項等)	備考 (所管局)
令和6年11月11日	星ヶ城	内航海運業	株式会社 NYコーポレーション (2011501015962)	東京都 荒川区	令和6年7月26日	雇入契約の締結 前の書面を交付 していない、給 料その他の報酬 の支払をしてい ない等の違反事 実を確認したた め。	戒告 (船員法第32条第 1項、第53条第2 項等)	関東運輸局
	青雲丸 銀河丸	練習船	独立行政法人 海技教育機構 (6080005003150)	神奈川県 横浜市	令和6年9月9日	休息時間の分割 及び救命艇手の 資格等に関する 違反事実を確認 したため。	戒告 (船員法第65条の 3第1項、第118条 第2項等)	関東運輸局

※公表理由：船員法等の違反に対する累積ポイントが120ポイント以上となったため。

※公表内容に関する問い合わせ先（管轄局）

関東運輸局海上安全環境部 運航労務監理官

電話045-211-7230